

令和4年8月24日 開 会

令和4年8月24日 閉 会

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会 定例会会議録

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会事務局

令和4年8月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	8月24日(水)	<p>開 会</p> <p>会期決定</p> <p>8月24日(1日間)</p> <p>会議録署名議員指名</p> <p>副議長の選挙</p> <p>経過報告</p> <p>提案理由の説明</p> <p>議案審議</p> <p>議案第5号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第6号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第7号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第8号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>閉 会</p>

8月定例会付議事件

1 管理者提出議案

〔令和4年8月24日提出〕

- | | | |
|-------|----------------------------------|------|
| 議案第5号 | 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について | 〔可決〕 |
| 議案第6号 | 令和3年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について | 〔認定〕 |
| 議案第7号 | 令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号) | 〔可決〕 |

2 議員提出議案

- | | | |
|-------|---------------------------------|------|
| 議案第8号 | 鳥栖・三養基西部環境施設組合同議会会議規則の一部を改正する規則 | 〔可決〕 |
|-------|---------------------------------|------|

〔令和4年8月24日議決〕

3 経過報告

経過報告(管理者)

1 出席議員氏名

議 長	松 隈 清 之		
森 山 林	久保山 日出男	伊 藤 克 也	中 村 直 人
中 山 五 雄	田 中 静 雄	岡 廣 明	岡 友 清
牟 田 秀 文	平 野 達 矢		

2 欠席議員氏名

飛 松 妙 子

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管 理 者	岡 毅	副 管 理 者	橋 本 康 志
副 管 理 者	武 廣 勇 平	事 務 局 長	平 野 健 一
総 務 課 長	熊 田 吉 孝	総 務 課 参 事	弓 嘉 雄
総 務 課 係 長	江 崎 由 起 子	専 門 幹	井 上 弘 孝

4 議会事務局職員氏名

事 務 局 長	平 野 健 一	総 務 課 長	熊 田 吉 孝
総 務 課 参 事	弓 嘉 雄	総 務 課 係 長	江 崎 由 起 子
専 門 幹	井 上 弘 孝		

5 議事日程

- 日程第 1 会期決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 副議長の選挙
- 日程第 4 経過報告
- 日程第 5 提案理由の説明 議案第 5 号～議案第 7 号
- 日程第 6 議案第 5 号 佐賀県・市町総合事務組合同規約の変更について
(質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 3 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について
(質疑、討論、採決)
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 4 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第 1 号)
(質疑、討論、採決)
議案第 8 号 鳥栖・三養基西部環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則
(質疑、討論、採決)

開会

午後 1 時 2 5 分

開議

松隈清之議長

皆さん、こんにちは。本日は、組合議会定例会の開催にあたり、ご出席をいただきましてありがとうございます。ございます。

本日、鳥栖・三養基西部環境施設組合告示第 3 号におきまして、本組合議会の 8 月定例会が招集されました。

ただ今、出席議員数は 11 名、定足数に達しておりますので、本日の会議は、成立いたしました。本日、鳥栖の飛松議員のほうから欠席の届出が出ておりますので、ご報告申し上げます。

議事に入ります前に、新しく組合議員になられた方のご紹介をさせていただきます。みやき町議会議長の岡廣明議員、みやき町議会議員の岡友清議員、同じく牟田秀文議員、同じく平野達矢議員です。皆さんに対し、心からお祝いを申し上げます。それでは、ただ今、紹介しました各議員からご挨拶をお受けしたいと思います。岡廣明議員。

岡廣明議員

皆さん、こんにちは。ただ今、議長よりご紹介をいただきましたみやき町議会の岡でございます。どうか、皆様方よろしく願いいたします。

平野達矢議員

みやき町議会議員の平野達矢でございます。久々に立ち戻ってまいりました。またよろしく願い申し上げます。

牟田秀文議員

みやき町議会の牟田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

岡友清議員

みやき町議会の岡です。どうぞよろしく願いいたします。

松隈清之議長

ありがとうございました。以上で、新しく組合議員になられた方のご紹介を終わります。それでは、本日の会議を開きます。



日程第 1 会期決定

松隈清之議長

日程第 1、会期決定の件を議題といたします。会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。



日程第 2 会議録署名議員の指名

松隈清之議長

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 94 条の規定により、議長において久保山日出男議員、岡廣明議員を指名いたします。



日程第 3 副議長の選挙

松隈清之議長

日程第 3、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によるものと決定しました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。それでは、指名いたします。本組合議会の副議長に岡廣明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名しました岡廣明議員を本組合議会の副議長の当選人に決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、岡廣明議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました岡廣明議員が議場におられますので、会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選されたことを告知いたします。

それでは、岡廣明議員の当選承諾とご挨拶を自席からお願いいたします。

岡廣明議員

ただ今、選挙におきまして、副議長に選出をいただきましたみやき町議会の岡でございます。職務を遂行していきたいと思っておりますので、皆様方のご指導、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

松隈清之議長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。



日程第4 経過報告

松隈清之議長

日程第4、経過報告につきましては、お手元に印刷物を配布いたしておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。



日程第5 提案理由の説明

松隈清之議長

日程第5、提案理由の説明を求めます。岡管理者。

岡毅管理者

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。改めて、当組合の運営にご指導、ご協力を賜っておりますことにこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

それでは、議案の提案理由の説明をいたします。提案しております議案は、議案第5号から議案第7号までの3件でございます。まず、議案第5号、「佐賀県市町総合事務組合規約の変更について」は、「杵東地区衛生処理場組合」の名称が「杵島地区衛生処理組合」に変更されたことに伴う協議でございます。

次に、議案第6号「令和3年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」でございます。一般会計歳入歳出決算は、歳入総額が15億1,570万539円、歳出総額14億8,596万8,214円。歳入歳出差引額2,973万2,325円となっており、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

最後に、議案第7号「令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計の補正予算(第1号)」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,973万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,503万1,000円とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈清之議長

ありがとうございました。



日程第6 議案第5号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

松隈清之議長

日程第6、議案第5号「佐賀県市町総合事務組合理約の変更について」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

平野健一事務局長

それでは、ただ今、議題となりました議案第5号「佐賀県市町総合事務組合理約の変更について」のご説明をいたします。

議案書の1ページをお願いします。地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年4月1日付で「杵東地区衛生処理場組合」の名称を「杵島地区衛生処理組合」に変更されたことに伴い、佐賀県市町総合事務組合理約を変更することについて、同法290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次の2ページにつきましては、変更する規約でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

松隈清之議長

これより質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号「佐賀県市町総合事務組合理約の変更について」は、原案のとおり可決いたしました。



日程第7 議案第6号 令和3年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定

松隈清之議長

日程第7、議案第6号「令和3年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

平野健一事務局長

それでは、ただ今、議題となりました議案第6号「令和3年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」のご説明をさせていただきます。

別冊決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。歳入決算の合計でございますが、予算現額15億794万5,000円に対しまして、調定額、収入済額は15億1,570万539円、不納欠損額、収入未済額

はございません。

次に、4 ページ、5 ページをお願いいたします。歳出決算の合計でございますが、予算現額 15 億 794 万 5,000 円に対しまして、支出済額 14 億 8,596 万 8,214 円、不用額としまして、2,197 万 6,786 円となっております。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引額につきましては、2,973 万 2,325 円となっております。決算内容につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきたいと思っております。8 ページ、9 ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、節 1 負担金の収入済額 11 億 8,259 万 6,000 円につきましては、管理運営費、それから解体準備費として負担をいただいておりますもので、市町ごとの負担金額につきましては、備考欄に記載をしているところでございます。

次に、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、節 1 施設使用料につきましては、リサイクルプラザの宿泊を伴う施設利用料でございますが、コロナ禍の影響で使用自粛のため本年度もございません。

次に、項 2 手数料、節 1 処理手数料の収入済額 1 億 6,759 万 6,000 円につきましては、溶融資源化センターごみ処理手数料の 1 億 3,735 万 400 円、これは事業所からの可燃ごみの処理手数料でございます。それとリサイクルプラザごみ処理手数料の 3,024 万 5,600 円、これは直接リサイクルプラザに持ち込まれる粗大ごみ、不燃ごみの処理手数料でございます。

次に、款 3 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 財産貸付収入の収入済額 31 万 5,987 円につきましては、土地の貸付収入に伴う収入でございます。その下の、目 2 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金の収入済額 9 万 6,951 円につきましては、施設整備基金と施設解体基金の利子でございます。

次に、10 ページ、11 ページをお願いいたします。款 4 繰入金につきましては、本年度はございません。

次に、款 5 繰越金、項 1 繰越金、節 1 繰越金の収入済額 4,919 万 5,600 円につきましては、令和 2 年度決算における剰余金の全額を繰越金として収入をしたところでございます。

次に、款 6 諸収入、項 1 組合預金利子、節 1 組合預金利子の収入済額 7 万 9,648 円につきましては、歳計現金の保管に伴う預金利子でございます。

次に、項 2 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入の収入済額、1 億 1,582 万 353 円でございますが、主なものにつきまして備考欄でご説明をいたします。まず、1 段目のメタル・スラグ売払金の 203 万 252 円につきましては、溶融炉から生じる再資源化物の売払金でございます。その下の有価資源物売払金の金属から発泡スチロールまでは、リサイクルプラザで回収をされた資源化物の売却収入で、合計で 5,051 万 8,397 円となっております。これは、昨年度から比較しますと約 2,300 万円増額となっておりますが、主な要因といたしましては、金属類と古紙類の売払いの平均単価が上昇をしたことによる影響でございます。その下の再利用品売払金 47 万 7,790 円につきましては、リサイクルプラザで開催しております、もったいなか市等での家具類等の再生品の売却代金でございます。その下のペットボトル有償入札拠出金の 547 万 8,244 円につきましては、日本容器包装リサイクル協会からの拠出金で、主にペットボトルの引渡しに伴うものでございます。

次に、12 ページ、13 ページをお願いいたします。備考欄の上から 4 段目に記載をしております溶融飛灰処理費補償金の 4,822 万 868 円につきましては、溶融施設の運転管理維持補修等に関する覚書に基づく性能保証事項 3%を超える飛灰発生に対する補償金ということで、日鉄テックスエンジからの収入でございます。ここで令和 3 年度の飛灰の発生量といたしましては、5.73%となっております。超過量といたしましては、約 877 トンということになっております。その 2 つ下の災害ごみ受入処理費 862 万 9,369 円につきましては、長崎県大村市及び佐賀県大町町からの災害ごみの受入れ費用でございます。

続きまして、歳出でございます。14 ページ、15 ページをお願いいたします。まず、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費の支出済額 27 万 5,592 円につきましては、議員報酬及び定例会等の費用弁償でございます。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の支出済額 1 億 7,237 万 826 円の内訳についてご説明いたします。まず、節 1 報酬の 1,125 万 5,555 円につきましては、会計年度任用職員 6 名分の報酬でございます。

次に、節 2 給料の 9 万 5,985 円につきましては、正副管理者 3 名分でございます。

次に、節 3 職員手当等の 442 万 2,112 円につきましては、派遣職員の管理職手当と時間外勤務手当、それと会計年度任用職員 6 名分の期末手当でございます。

次に、節 4 共済費の 193 万 7,886 円につきましては、会計年度任用職員の社会保険料が主なものでございます。

次に、節 7 報償費につきましては、顧問弁護士の相談費用等でございますが、令和 3 年度の支出はございません。

次に、節 8 旅費の 21 万 7,880 円につきましては、会計年度任用職員の費用弁償と研修会等への参加旅費でございます。

次に、節 9 交際費の支出はございません。

次に、節 10 需用費の 570 万 3,864 円につきましては、主に修繕料の 493 万 8,010 円でございますが、これは昨年 8 月の大雨により滑落しました溶融資源化センター法面災害復旧工事 434 万 5,000 円に伴うものが影響をしているところでございます。これにつきましては、昨年 11 月から 2 月にかけて工事を行っておりますので、時間があられるならばこの後にでも、ここを出まして右のほうになりますけども、そちらのほうの確認をしていただきたいと思います。ここで、この修繕料につきましては、後ほど予備費のところでも出てきますが、予備費より 400 万円の充用をしているところでございます。その他の経費といたしましては、事務経費と管理費用が主なものでございます。

次に、節 11 役務費の 210 万 1,295 円につきましては、通信費と建物災害共済保険料が主なものでございます。

次に、16 ページ、17 ページをお願いいたします。節 12 委託料の支出済額 1,426 万 3,239 円につきましては、経常的な経費といたしまして、夜間の機械警備、施設内の清掃業務、それと消防設備の保守点検業務、それからエレベーターの保守点検、それに搬入導路も含めた施設周辺の樹木管理、それと事務システムの保守費用が主なものでございます。

次に、節 13 使用料及び賃借料の 223 万 1,056 円につきましては、公用車とパソコン等の事務機器等

リース料が主なものでございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金の 3,016 万 8,953 円の主なものをご説明いたします。備考欄の派遣職員負担金の 3,007 万 312 円につきましては、派遣職員 5 名分の給料と共済費相当額をそれぞれの団体に支払ったものでございます。内訳につきましては、鳥栖市が 1 名、みやき町が 3 名、上峰町が 1 名の合計 5 名ということになっております。

次に、節 22 償還金利子及び割引料の 2,987 万 5,600 円につきましては、令和 2 年度の負担金を清算し、構成市町に返還したものでございます。

次に、節 24 積立金の 7,009 万 6,951 円につきましては、施設整備基金の預入れ利息分 4 万 947 円と現在の溶融資源化センターの解体及び除去のための施設解体基金積立金 7,005 万 6,004 円を積み立てたものでございます。

続きまして、項 2 監査委員費、目 1 監査委員費の支出済額 2 万 222 円につきましては、監査委員報酬及び監査時の費用弁償でございます。

次に、款 3 衛生費でございますが、こちらについては、18 ページ、19 ページをお願いいたします。項 1 清掃費、目 1 溶融施設運営費の支出済額 10 億 9,328 万 4,894 円の内訳についてご説明いたします。まず、節 10 需用費の 46 万 9,348 円につきましては、溶融資源化センター内の作業用車両の燃料費と場内での修繕料でございます。

次に、節 11 役務費の 31 万 2,230 円につきましては、洗車場の汚泥処理手数料と溶融資源化センター内で使用しますクレーン及びトラックスケールの計量器の法定検査費用でございます。

次に、節 12 委託料の 10 億 9,056 万 1,076 円でございますが、まず、備考欄の 1 番目に記載をしております施設運転管理業務委託料 9 億 6,119 万 8,300 円につきましては、溶融施設の運転管理を委託しております日鉄テックスエンジへの支払いでございます。次に、委託料の備考欄 3 番目の飛灰運搬処理業務委託料 1 億 114 万 4,684 円につきましては、溶融炉から発生しました飛灰の外部処理委託料でございます。以下の委託料につきましては、施設管理に伴うものでございますが、中ほどの精密機能業務委託料の 506 万円につきましては、廃掃法に基づき 3 年に 1 度の両施設、溶融資源化センターとリサイクルプラザの精密機能検査でございます。また、一番下の土地利用履歴調査等業務委託料 288 万 2,000 円につきましては、溶融資源化センター解体除去のための事前に必要な土壤汚染対策法に基づく調査経費でございます。

次に、節 13 使用料及び賃借料の支出済額 148 万 3,240 円につきましては、溶融資源化センターで使用しますフォークリフトのリース料と電柱使用料でございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金の支出済額 45 万 9,000 円につきましては、三重県伊賀市への飛灰処理に対する負担金でございます。

続きまして、目 2 リサイクルプラザ(処理棟)運営費の支出済額 2 億 1,747 万 4,355 円の内訳についてご説明をいたします。まず、節 10 需用費の 5,479 万 2,613 円でございますが、備考欄の消耗品につきましては、プラントの運転管理のための消耗材で、乾電池用のドラム缶と計量伝票等の購入費用でございます。また、光熱水費につきましては、電気代の 1,709 万 9,973 円と水道代の 28 万 786 円でございます。次の修繕料は、プラントの点検修理に要した経費で主に破碎機、電装関係等の法定的な点検保守

費用と、その他の修繕料といたしまして、プラットホームの自動ドア装置の交換が主なものでございます。

次に、節 11 役務費の 60 万 1,700 円につきましては、処理棟で使いますフォークリフトの点検費用と排水処理設備の清掃に伴うものでございます。

次に、節 12 委託料の支出済額 1 億 6,208 万 42 円の主なものにつきましては、備考欄の施設運転管理業務委託料の 1 億 5,609 万円でございますが、これは処理棟の運転管理を委託しております西部広域環境事業協同組合への支払いでございます。その下の蛍光管運搬処理委託料から次の 20 ページ、21 ページになりますけれども、上から 2 段目の処理困難物等処理委託料、ここまでが外部処理に要した費用でございます。

続きまして、目 3 リサイクルプラザ(プラザ棟)運営費の支出済額 254 万 2,325 円でございますが、まず、節 10 需用費の 64 万 8,245 円のうち、修繕料の 35 万 4,200 円につきましては、プラザ棟内のエントランスの天井張替等の修繕料でございます。

次に、節 11 役務費の 1 万 4,000 円につきましては、合併処理浄化槽の法定検査手数料でございます。

次に、節 12 委託料の支出済額 188 万 80 円につきましては、浄化槽保守費用と土日祝日の警備員の配置費用が主なものでございます。

最後の予備費につきましては、先ほど説明をしました款 2 総務費、目 1 一般管理費、節 10 の修繕料へ 400 万円を充用しております。

次に、24 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

次に、26 ページ、27 ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1 の公有財産につきましては、特に変動はございません。2 の基金でございますが、施設整備基金につきましては、基金の現在高 1 億 241 万 1,000 円でございます。また、施設解体基金につきましては、基金の現在高 2 億 1,006 万 6,000 円でございます。

それから、31 ページをお願いいたします。こちら 31 ページは、決算審査の意見書でございます。

以上、「令和 3 年度一般会計歳入歳出決算について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

松隈清之議長

引き続き、監査委員の決算審査の結果について、ご報告を求めます。

田中静雄監査委員

監査委員の田中です。審査報告をさせていただきます。

地方自治法 233 条第 2 項の規定により、令和 4 年 7 月 8 日に令和 3 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。

決算審査にあたっては、提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに書票類、その他の関係諸帳簿により慎重に審査をいたしました。その結果をご報告いたします。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳等と照合した結果、適正に処理されているものと認めます。以

上です。

松隈清之議長

ありがとうございました。これより、質疑を行います。中山議員。

中山五雄議員

1つお尋ねします。18ページ、19ページの節12委託料の中で施設運転管理業務委託料9億6,119万8,300円となっておりますが、これはどういうふうなあれをされておりますか。

平野健一事務局長

この中身ということですよ。委託料につきましては、3本の中身になっておりますけども、まず、1つ目が補修費、それから2番目が人件費、それから用役費の合計から成り立っております。令和3年度につきましては、まず、1番の補修費が約2億6,400万円。それから人件費が約3億2,900万円。それから3番目の用役費が約3億6,800万円で、合計9億6,100万円ということになっております。以上でございます。

中山五雄議員

この補修費で、その年その年によっていろいろ金額が変わってくると思いますけども、補修費というのは、主にどういうのがお金が掛かりますか。

平野健一事務局長

補修の内容ということですか。そちらは全て日鉄テックスエンジさんにお任せしておりますので、こういったことが含まれているかは、そこまで確認をしておりません。一応リストのほうは上がっておりますので、後ほど、その辺はお示ししたいと思います。

中山五雄議員

修繕の確認をしないで金額を相手が出してきた場合は、そのまま__して金額を出しているの。

平野健一事務局長

補修費の大体何にどれくらいかかったというリストはありますので、確認はします。今、リストが下にありますので、後ほどまたお話ししたいと思いますので、よろしいでしょうか。

中山五雄議員

一応、確認じゃなくて、きちっと確認をするべきじゃないかなと思いますけども、だいたいでそれをしていたら、例えば1億違ってわからないんじゃないですかね。これとこれを交換しますよということで、きちんと確認をしていかないと。そのために職員さんたちは、職員さんたちのせいばかりにはされませんが、大変忙しいと思いますけども、やはりその辺はきちんと確認をして納得をしてお金を出すのが普通じゃないかなと思いますけども。鳥栖市さんはお金を持ってあるからいいかもしれませんが、我々小さな町は大変ですから、しっかりチェックをして歳出の場合は、入ってくるお金はいくら入ってきてもかまいませんけども、歳出の場合は、しっかりとチェックをしていただきたいなと思います。今後、その辺注意をしていただきたいなと思います。

平野健一事務局長

先ほども言われてますけども、補修費につきましては、定時運行しております。大体2億4,500万円といったところで、毎年なっております。若干プラスマイナスがあります。

中山五雄議員

大体、若干差があるという、その若干が確実にこう違いますよということで確認してくださいということ。上がる分は仕方がない。上がった分はなんで上がったかという、その確認をして間違いなかったら、それは出さなくちゃいけないと思うし、そのようにしっかりと確認をしていただきたいなど。我々小さな町からすれば、特にお願いをしたいなと思ってます。よろしくお願いします。

松隈清之議長

他にございませんか。平野議員。

平野達矢議員

平野です。15 ページの修繕料を聞き漏れしたので、充用分についてももう 1 回説明を求めます。それから今、中山議員から言われました部分については、おそらく当初予算で積算の基礎表というのが示されていたと思うんですね。その分の決算が我々わからないものですから、できれば当初予算を組む時の積算基礎表というのを示してもらいたい。その中で我々はあくまで、この場でこの決算認定をするということになりますので、書類の提出を求めます。

井上弘孝専門幹

井上でございます。先ほど中山議員からご質問いただきました補修費の件ですけれども、ここの施設は平成 21 年に長期包括契約を 15 年間の契約を結んでます。補修費の額につきましては、先ほどご説明しました毎年精査するというのではなくて、ここで出された完成図書、メーカーから出された完成図書の中に補修計画の金額も既に明確にされた金額がございました。その金額を平準化して、その額しか払いませんということで、当時の住友金属ですけど、現在のプラントメーカーとは、平準化の契約をしますので、例えば今後プラントが古くなって大規模な補修があっても当然、当初決まった金額の額で補修費は払います。ということで、額が増えても一定の額しか払いませんという契約になってます。ただ、毎年補修費が上がったり、下がったりしているのは、日銀の物価指数、これは物価が上がったり、下がったりするのは、どうしようもありませんので、その変動については加味しましょうということで毎年の補修費が変動するのは、そういったことでございます。補修の中身につきましては、毎回全部リストを取って、金額までは我々が関知することはないんですけども、どういったことをするかということをしてますので、炉については、1 年に 1 回片炉ずつ耐火物を変えとかそういったことはやってますけれども、中の金額の精査というのは、定額を払うという契約になってますので、1 つ 1 つの精査はやっておりません。以上でございます。

中山五雄議員

ちょっといいですか。平野議員が質問されてるのに、私のほうに振られたから。ちょっと一言言わせてもらいます。

松隈清之議長

中山議員。

中山五雄議員

金額的には、私どもがあれすることはないと言われますけれども、金額的にきちっと品物がこうこううだから、これを取り返しますからいくらになりますよというチェックをしてくださいということをお

願いたいんですよね。ちょっと勘違いしてもらっちゃ困りますから。上がった分については、例えば当初計画をしてその分を払う。それ以上かかったから払いますよと。それがだめだと言ってるわけじゃありませんから、その辺をピシッと書き直して、今後は歳出をしなくちゃいけない部分はやってくださいと言いました。皆様が納得されるような。ちょっとこれだけではどうかなと思ったわけですから、質問しただけです。以上です。

井上弘孝専門幹

ご指摘ありがとうございます。毎回補修費のリストと合わせまして、それを全額払うということになりますと、我々が今契約をしているよりも金額が増えるということもございますので、我々としては、15年間安定した機能を維持してくださいよと。そのかわり補修費については、当初メーカーが出した金額以上は払いませんという形で、これはちょっと、このプラントメーカーが撤退するというのもありまして、メーカーと交渉して、議員の皆さんも本省のほうに行っていたりして、交渉をして今の契約に落ち着いたということで、中身について我々が全く関知してないということではございませんので、安心していただいて結構ですけど、金額そのものがかかったから上がるとかじゃなくて、きちっと動かすような補修をやるというのは、十分点検させていただいてますので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。

中山五雄議員

わかりました。よろしく願いしときます。

平野健一事務局長

平野議員のご質問にお答えします。先ほどの修繕料ですね。ここが493万8,010円ですね。この中身につきましては、先ほど法面の復旧工事を言いましたけども、あちらのほうは434万5,000円、その他にプラザ棟のエレベーターの修繕が32万9,010円、それからリサイクルプラザの案内の看板、こちらのほうを香田のほうに設置をしております、この設置費用が15万8,400円、それからリサイクルプラザの奥のほうにホテル公園がございます。5月から6月にかけてホテルが出ますけども、結構な見学の方が見えますので、年に1回見学に来られる前にあそこを全部チェックをしております。一番あるのが手摺があります。あれが腐ったりすると危ないですので、今回もそういったところで修理をしております。そのホテル公園の修繕が10万5,600円となっております。合計の493万8,010円ということになっております。以上です。

平野達矢議員

わかりました。そうすると、19ページの分については、井上さんが答弁されました。私もこの限度額というのは、これは契約をしておりますので、ただ、いわゆる物価変動とかそういう答弁をされました。そういう部分は限度額で設定しているからですよ。本来は答弁の中でいうべき言葉じゃないと思うんですよ。物価変動があつてじゃあ下げますかという、下げはできないんでしょう。ですから、その辺はピシッと答弁をしないと限度額で決まってるなら、その金額でいきます。ただ、我々は、結局初めての人は、全然わからないんですよ。だからちゃんとその積算基礎の部分はお示しを願いたいと言っているわけですよ。だからお金が出ることができないと言っているわけじゃない。そうしないと判断ができないわけです。そういうことです。

井上弘孝専門幹

井上でございます。平野議員のご質問でございます。確かに先ほどおっしゃったように物価変動については、日銀の物価指数が逆に下がるということもございます。当然その時は補修費は下がります。ですから、上がった、下がったというのがございますので、限度額というのは、その時の契約額がございませぬけれども、当然物価が下がったら限度額以下でも下げるということになっております。それは契約上そういう形を取らせてもらってます。残念ながら現在物価が上昇でございますので、来年度当初予算で委託料をお示しする際には、詳しくそちらのほうの契約の仕組み等についてもお示ししたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

松隈清之議長

平野議員、資料はよろしいですかね。長期契約の。

平野達矢議員

それは、初めての方もいらっしゃいますから、できれば出していただきたいです。そうしないという積算で委託料が決まってくるのかというのがわからないから。おそらく当初予算で出されてると思います。そうしないと当初予算の認定できんでしょう。それをみて皆さん方は当初予算の審議をして承認をされてると思いますから、そこはきちんと出してもらわないといけぬ。あとでいいですよ。

松隈清之議長

平野議員、あとというのは、次の予算のところにはということですかね。

他にございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号「令和3年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決しました。



日程第8 議案第7号 令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)

松隈清之議長

日程第8、議案第7号「令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

平野健一事務局長

ただ今、議題となりました議案第7号「令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明をいたします。

別冊の補正予算書の4ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金の補正額2,973万1,000円につきましては、令和3年度一般会計決算剰余金を当該年度に繰越金として受入れたものでございます。

次に、歳出でございます。5ページをお願いいたします。款3衛生費、項1清掃費、目1溶融施設運営費、節12委託料の48万4,000円につきましては、令和6年度以降に予定をされております溶融資源化センターの解体工事に関連する予算で、令和3年4月から焼却施設の整備事業として、既存施設の解体事業が循環型社会推進交付金の対象となったことから、令和3年度から令和7年度までの計画機関である佐賀県東部地域循環型社会推進地域計画(第2期)に当組合の焼却炉の解体事業を追記させるものでございます。

最後に、款4予備費、項1予備費、目1予備費に2,924万7,000円を追加し、3,724万7,000円とするものでございます。

以上、「令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

岡毅管理者

ただ今、事務局からご説明いたしました5ページ目の委託料の地域計画変更業務委託の中で、溶融資源化センターの解体事業に対する交付金の取扱について、補足説明をさせていただきます。

今回の広域化により当組合と脊振の2つの焼却施設が廃止となり、両方とも解体が必要になってきます。しかし、現在の交付金制度では、整備する施設と同数に限り交付対象とすることから、一方のみが交付対象となるわけでございます。今回、規模的にも大きい当組合の解体事業を佐賀県東部地域の計画に追記することで、2市3町首長会では了解をいただいておりますが、鳥栖・三養基西部に交付される交付金の取扱については、今後公平化を図るために、今後2市3町のごみ処理事業の中で整理していこうということで確認をしているのが現状でございます。現制度の中で公平に解体事業費の軽減を図るためには、これが一番ベターではないかと判断し、確認をしたところでございます。

いずれにしても、財産処分につきましては、それぞれの組合において適切に行う必要がございますので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。

一方、こうした広域化の協議が難航するような交付制度自体が、果たして広域化の円滑な推進に寄与するのか懸念するところございまして、今後も県、国に対しまして新たな制度設計を引き続き求めていく所存でございます。

あわせて、このような状況でございますので、組合議員の皆様方におかれましてもお力添えをいただければ幸いと存じております。以上でございます。

松隈清之議長

これより質疑を行います。平野議員。

平野達矢議員

今、管理者から説明がございました。要は、2か所を閉鎖をするということで、今の交付金制度では1か所分しかできないという説明でございました。やはり、それは合併して1つに作るというのは、国の方策として、交付金制度の中でのあり方ということも考えれば、これは国の考え方が間違えてると思

うんですよ。それなら、それはやはり6団体とかそういう中で国と交渉していくべきじゃなかろうかと、私は思うわけですよ。国が決まっているからこういうふうにいきましょうじゃなくて、何とか管理者を先頭にこういう制度を変えていくように陳情するとか、そういう考え方はないですか。そうしないと要は、ここだけ。脊振の分は、こちらがオーケーというふうにならんと、向こうの分は出せんわけですよ。向こうは1市1町で処分をせんといかんようになるわけですよ。やはりおかしいと思うんですよ。だから国にどんどん言うべきじゃなかろうかと、私は思いますけども。この2か所分の解体費用、処分費用を交付金措置をしてもらわなければならないかと思えますけども。どのように今後していられるのか、方針だけ答えてください。

岡毅管理者

平野議員のご指摘は、ごもっともでございますし、当組合も東部も含めて共通の認識でございます。制度として、広域を推進する制度として国が推進しているわけでございますので、広域をする以上、2つ以上の施設が1つにまとまっていくという事業のはずですから、複数の解体事業が出てくるのは当然、想定されることでございます。それに対して国にしっかりお伝えしていくという姿勢は持っております。既に、個人レベルでございますが、地元の国会議員の複数名の方々には、おかしいよねというお答えもいただいております。ですから、先ほど皆さんのお力添えというところでいきますと、集団でまとまったそういう行動というところがとればありがたいなと思っているところでございます。とは、言っても、解体事業がいつからスタートと決まっておりますので、操業を停止した翌年度には解体工事の着工が必須になっております。それでいくと、解体工事のスタートが決まっておりますので、そこまでに交付金制度がうまく国が考え直してくれれば良し、なんですが、そうじゃない、今の現状だったらどうなるかということは、担当レベルでもシミュレーションを今させていただきますし、2市3町レベルでも今後、課題として、もし今のままであればどうなんだということを当然考えていかなければならないというふうに考えているところです。以上です。

松隈清之議長

他にございませんか。岡廣明議員。

岡廣明議員

関連ですけど、佐賀県の対応はどういうふうになるわけですか。というのは、以前佐賀県はこのごみ施設については、4ブロック制というのを打ち出したわけですよ。県が打ち出した以上、そういう形の中で今日、4ブロックが出来上がってきてるわけです。ですから、県にもある程度の責任はあるんじゃないかと思えますけども、その辺はどういうふうに、当組合としては理解されているものか伺いたします。

岡毅管理者

平成11年でしたか、そういう4ブロックに分けた構想を県が示してきて、これに向かって協議を進めていましょうというスタートが、確か平成11年くらいからだったと思います。そういう過程の中で、そういう4ブロック間の協議の中で、今東部地域においては2市3町という大きな枠組みができていくというふうに理解しております。そういった意味では、佐賀県も足並み揃えてこの交付金制度のさらなる公平な改正に向けて足並みを揃えていただきたいというようなところは、当組合としても思っ

おりますし、決してそこを否定するようなレベルではないというふうに理解しております。以上です。

松隈清之議長

他にございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本議案は、討論を省略して、直ちに採決を行います。議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号「令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決しました。



松隈清之議長

会議の途中ではありますが、そのまま暫時休憩いたします。資料を配布しますので。



議案第8号 鳥栖・三養基西部環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則

松隈清之議長

再開いたします。休憩前に引き続き、会議を続行いたします。お諮りいたします。

本日、議員全員から、お手元のとおり議案第8号「鳥栖・三養基西部環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則」が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。岡副議長。

岡廣明副議長

岡でございます。議案第8号について、提案理由の説明を行います。

会議の運営について定めております鳥栖・三養基西部環境施設組合議会規則について、標準市議会会議規則の改正に対応するため、その一部を改正するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

松隈清之議長

お諮りいたします。議案第8号につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。
議案第 8 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合議会会議規則の一部を
改正する規則」は、原案のとおり可決しました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。これにて、令和 4 年 8 月鳥栖・三養基西部環境
施設組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 2 時 3 0 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 隈 清 之

議 員 久 保 山 日 出 男

議 員 岡 広 明